

## 板橋区発達障がい者支援センターについて

発達障がいのある方とその家族が安心した暮らしを営めるよう、総合的な支援を行う拠点として設置準備を進めている、発達障がい者支援センターについて、運営方法や事業内容等について報告する。

### 記

#### 1 目的

発達障がい者に対する相談支援機関の設置により、ライフステージに合わせた支援体制の整備を推進し、利用者が安定した日常生活及び社会生活が送れるよう、自立と就労に向けた取組、安心して利用できる居場所づくりを実施する。

#### 2 運営方法

社会福祉法人（関西中央福祉会）への委託による。

#### 3 実施場所

板橋区向原三丁目7番の一部

#### 4 対象者

板橋区に住所を有する、概ね16歳以上の発達障がいのある方及びその疑いのある方、その家族や支援者、関係機関等

#### 5 開所日等

火曜日から土曜日（祝日及び年末年始を除く） 午前10時から午後6時まで

#### 6 職員体制

社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職員4名

#### 7 令和2年度予算額

37,675千円（委託料及び備品・光熱費等）

#### 8 事業内容

##### （1）専門相談

日常生活や対人関係の困りごとなどの様々な相談に応じ、福祉サービスの利用や関係機関等への紹介・助言等を行う。また、必要に応じ、継続して面接相談（予約制）等を行う。

(2) 社会参加支援

① グループワーク

生活リズムの改善や対人関係の力を養う支援として、グループ活動を行う。

② 選択制プログラム（登録制）

仲間との交流や生活を豊かにするプログラムの実施

（例）パソコン教室、3Dデザイン教室、音楽・造形・料理・演劇教室 等

(3) 個別支援室

集団生活に自信のない方が、安心して利用できる訓練の場。障がいの自己理解、生活リズムの改善、就労準備等の目的を設定し、自分のペースで個別作業ができるよう支援する。

(4) 家族支援

家族を対象に、障がいの理解や福祉サービス等の学習会、家族同士の情報交換を行う。

(5) 普及啓発

発達障がいのある方が住みやすい地域の実現に向け、講習会や学習会の開催、広報誌の発行等により、発達障がいに関する普及啓発及び理解促進に取り組む。

(6) 関係機関との連携

医療・福祉・教育・保健・就労等、行政内部のみならず、民間企業や団体等の連携体制を構築し、支援体制の充実を図る。

9 利用料

無料（利用に伴う飲食費等の実費については、利用者負担）

10 開設時期

令和2年秋頃

